

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|--|-------|---|-----|
| 改革項目 | 保育所の民営化推進及び統廃合の検討 | | 項目番号 | 6 - |
| 改革方針 | <p>保育所の民営化を年次的な計画で積極的に進める。 公民の役割分担を明確にした上で、民間部門が参入しやすい条件整備として規制緩和を進め、保育サービス水準の設定とその執行の監視を行う。公民の役割分担を検討し、存続させる保育所及び不採算地域における保育所については、保護者及び地域住民のニーズを踏まえて統廃合の検討を速やかに行う。</p> | 理念 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | 目標 | <p>民営化により保育所運営の効率化・経費削減ならびに多様な保育ニーズへの対応を図る。</p> | |
| | | 期日 | 平成16年3月 | |
| 所管部・室 | 健康福祉部 子育て支援室 | 所管室長名 | 栢本 昌展 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の本市における保育ニーズの高まりには著しいものがあり、保育所入所児童数は最近5年間で低年齢児を中心に200名を超える増となっている。 ・待機児童も毎年60名程度発生している状況である。 ・ニーズ増に伴い保育所運営費も増え続けており、市の負担額は昨年度実績で6億6千万円にものぼっている。 ・多様化する保育ニーズに対応することは直営では限界があり、隔年ごとに保育料見直しを行う必要性が出てくるなど、民営化への移行が必要となってくる。 ・国の三位一体の改革の中で、公立保育所に係る運営費の一般財源化が図られることにより、市に対する負担が増大することが予想される。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の十分な理解を得ず実施することは、いたずらに動揺を招きかねないため、事前の説明を十分に行う必要がある。 ・保育の質が下がることのないよう、委託先の選定にあたっては事業実績や保育方針等、十分な検討を行わなければならない。 ・委託先の決定までの一連の作業を10月の次年度保育所入所受付時期までに行う必要があり、スケジュール的に厳しい面がある。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <p>モデル園の運営状況を踏まえ、検討委員会を立ち上げ本格的な民営化方針を平成16年度中に策定し、民営化の形態、範囲等について検討を加えていく。</p> | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|-------------------|---------------|---|---|---|--|
| 年度別 計 画 | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化内容検討（～11月） ・ 議会方針報告及び審議（12月） ・ 委託先との協議（1月） | <p>民営化モデル1園実施</p> <p>モデル園の運営状況を踏まえ、民営化の検討委員会を立ち上げ今後の民営化方針を策定する。</p> | <p>保育所民営化検討委員会での選定方針等の協議事項をもとに、民営化保育所及び民営化先を決定する。</p> | <p>→</p> <p><u>平成19年度4月から大規模園1箇所民営化実施に向けての準備</u></p> |
| | 目 標 (数値等) | | 1園 | | |
| | 経費節減額 (千円) | | 3,600千円 | 3,600千円 (対14年度) | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化内容検討（～3月） ・ 議会方針報告及び審議（12月24日） <p>地元保護者のご理解を得て、平成16年度より国津保育所の保育業務を学校法人 藤森学園に委託することになった。</p> | <p>国津保育所を民営化モデル園として委託実施。 (平成16年4月より)「名張市保育所民営化検討委員会」を設置し、保育所及び民営化先の選定方針の決定。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所民営化検討委員会開催（7月） ・ 民営化基本方針策定（10月） | |
| | 目 標 (数値等) | | 1園 | 保育所民営化に関する基本方針を策定した。 | |
| | 経費節減額 (千円) | | 15,100所要 (削減効果額3,620は、職員適正化の中に含む) | 15,100所要 (削減効果額3,620は、職員適正化の中に含む) | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|--|----------|--|-----|
| 改革項目 | こども支援センターの管理運営への住民参加 | | 項目番号 | 6 - |
| 改革方針 | こども支援センターの管理運営について、住民やNPOの参加を求め、センター活動の活性化と効率化を図る。 | | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | | 自立 | |
| | | 理念 目標 | こども支援センター活動の活性化、効率化を図るため、市民参加による管理運営を実施する。 | |
| | | 期日 | 平成16年3月 | |
| 所管部・室 | 健康福祉部 子育て支援室 (こども支援センターかがやき) | 所管室長名 | 栢本 昌展 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕 子育て中の親を対象に親子の居場所づくりや子育て相談・情報提供等を行っているが、子育ては日常の営みであり、市民主体の「子育てネットワーク」を間接に支援することにより、全地域への浸透を図ることで孤立した子育てをなくす。 発達上の問題を抱えた子どもや虐待、強いストレスを抱えた親の相談など困難事例について、より専門性を必要とする。 子育て中の親子が広場（保育所、幼稚園、公民館等）で交流することにより、子ども同士、親同士が育ち合う場の提供。 乳幼児の子育てに不安や悩みを持つ親の面接相談、電話相談。 子育ての重要性や方法等についての学習機会の提供。 子育てに関する情報提供 一時保育の連絡調整、ファミリー・サポート・センター事業 等。</p> <p>〔問題点〕 NPO等に当センターの運営管理委託を行なうには、まずは受け皿としてのボランティア団体の育成が必要となる。 子育てサークル等は、現在子育て中の方が多く、子育てを終えられた方の協力が不可欠である。 発達期の子どもの相談や親のケア等に関する専門家の養成も必要となる。</p> | | | |
| 改革の具体的内容 | <p>目標年次である平成16年4月からボランティア団体等の参画を得て段階的に業務移行を行うことにより、効率化と活性化を図る。また、当センターの受け皿となるNPO法人化に向けての指導育成を行っていく。ただし、「次世代育成支援行動計画」の実現に向けて「かがやき」は子育て支援の拠点施設となることから、当分の間、市の直轄運営とする。</p> | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|-------------------|---------------|--|---|---|-------------------------|
| 年度別 計 画 | 内 容 | 部内検討（～10月） 住民参画策の策定（11～12月） サークル・ボランティア団体との協議（1～2月） 試行的実施（3月） | ・サークル・ボランティア団体との協議（4月～6月） ・7月より試行実施する ・試行実施結果により再検討を行い、17年度方針を決定する。 ・子育て支援にかかるNPO化の検討及び推進 | 住民の事業への積極的参画 | 業務の移行を行えるNPO法人等の育成 → |
| | 目 標 (数値等) | | 臨時職員2名の削減 | | |
| | 経費節減額 (千円) | | 約5,000千円 | 約5,000千円 (対14年度) | 約5,000千円 (対14年度) |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | 部内検討（～2月） サークル・ボランティア団体との協議（1～2月）を行い、平成16年度より実施する。 平成16年度より臨時職員2名の削減方針を決定した。 | 「次世代育成支援行動計画」の実現に向けて「かがやき」は子育て支援の拠点施設となることから、当分の間、市の直轄運営とする。 しかし、業務については、サークル・ボランティア団体などに段階的に依頼していく。 | ・かがやきフェスタへのボランティアの参加（10月） ・子育て支援ボランティア養成講座（3回：6月～7月） ・サークル・ボランティア団体との協議、段階的な事業運営委託の検討 | |
| | 目 標 (数値等) | | 臨時職員2名削減 | 業務の移行を行えるNPO法人等を育成するまでには至らなかったが、支援ボランティア養成講座の開催により受け皿となりうる登録ボランティアが31名となった。（平成16年度24名） | |
| | 経費節減額 (千円) | | 5,000 | 5,000 | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|---|--------------|---------------------|----------------|
| 改革項目 | 介護老人保健施設の民営化推進 | | 項目番号 | 6 - |
| 改革方針 | サービスの水準を維持しながら、赤字経営体質の改善を図るため、民間の経営例等を参考に改革を進め、赤字脱却の目標年度を16年度と定める。また、民営化についても早期実現を検討する。 | 理念 目標 | 協働 効率 自立 | 経営の改革と民営化方針の策定 |
| | | | 期日 | |
| 所管部・室 | | | 介護老人保健施設ゆりの里事務局 総務室 | 所管室長名 |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>[現状] 本施設は市立病院に併設された施設であり、市立病院と一体となった運営をしている。施設規模としては入所48人・通所10名の施設である。病院併設施設であることから、医療依存度の高い入所者を受け入れている。病院のベッドコントロール的機能の役割をはたしている。民営化に踏み切る場合には、起債の全額償還が起こる。企業会計のため、建物等の減価償却費の計上があり、この経費が赤字の要素となっている。介護報酬は、入所の場合その費用で医療費も材料費も賄う必要があるため、医療が必要な入所者は、経費がかさむ。</p> <p>(問題点) 赤字体質である。 1. 収容定員が少ないため、運営効率が悪く入所収益は、現状ではこれ以上、上がらない。 2. 医療依存度の高い人の受け入れのため、医療費及び材料費がかさむ。 3. またこれに起因して夜間は、看護師1名と介護職1名を配置しているため人件費がかさむ。 4. 平成17年度は、市からの負担金がなしとなったが、建物等の減価償却費を現状のままの収益で賄うのは、無理である。</p> <p>現状、問題点を踏まえ、毎年発生する減価償却費の赤字額を減らすため、経営効率の観点から、経費節減等事務事業の改善に努め、可能な限りの収入の確保に努める。また、民営化の推進については、市全体の指定管理者制度の導入の時期に検討を行なう。</p> | | | |
| 改革の具体的内容 | <p>赤字削減策 給与費の削減 17年度において正規看護師1名削減し、臨時職員で対応。</p> <p>経常経費の削減 光熱水費の削減を図る。 医薬材料費については、薬品費、材料費の見直しによる経費縮減、委託業務の範囲の見直し等による経費の削減を図る</p> <p>収益の増大を図る 通所サービスの充実により、ディケア人員の増大を図る。 入所収益の拡大を図る(常時ショートステイ1名、入所47名の確保の目標と引き続きリハビリ強化加算を行なう。)</p> | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|------------------|---------------|--|--|---|---|
| 年度別 計 画 | 内 容 | 人件費の削減 経常経費の縮減 利用者の確保 通所サービスの充実による収益増 民営化の検討 | 人件費の削減 (看護師1名減) 経常経費の縮減 利用者の確保 通所サービスの充実による収益増 リハビリテーションの充実による収益増 公設民営と公立経営との比較検討 | 経常経費の縮減 利用者の確保 通所サービスの充実による収益増 リハビリテーション加算による収益確保 市の、指定管理者制度の導入の推移により検討 | ・経常経費の縮減 ・施設利用者の確保 ・通所サービスの充実による収益増 ・リハビリテーション加算による収益確保 ・指定管理者制度導入の検討 |
| | 目 標 (数値等) | 看護師の削減 1日平均利用者46名の確保 デイケア1日平均10名の確保 ショートステイ2名の確保 | 看護師の削減 1日平均利用者46名の確保 デイケア1日平均8名の確保 ショートステイ2名の確保 | 1日平均利用者46名の確保 デイケア1日平均8名の確保 ショートステイ2名の確保 | 1日平均利用者47.5名の確保 デイケア1日平均8名の確保 入所のうちショートステイ2名の確保 |
| | 経費節減額 (千円) | 繰入金前年度対比 繰入金 36,064 繰入金 57,064 | 繰入金 11,628 繰入金 45,436 | 繰入金 45,436 繰入金 0 | 減価償却等控除後の実質削減額 (H14年度比) 41,000 |
| 計画に 対する 成果 | 内 容 | 人件費の削減 経常経費の縮減 利用者の確保 通所サービスの充実による収益増 民営化の検討 | 看護師1名を4月より削減しましたが、医師(施設長)の給与を一部負担することとしたため、人件費では、4,197千円増加した。 利用者の状況については、入所及びショートステイでは、48床中平均47.2床であり、利用率は、98.3%とほぼ満床である。デイケアは、1日平均6.5人である。 収入については、3,780千円の増額となる予定である。 | ・病院と一体の経営改善の推進(随意契約廃止、競争入札実施、仕様書の見直しなど) ・施設利用者の確保 | |
| | 目 標 (数値等) | 看護師の削減(3名) 経常経費6%減 1日平均利用者46.7人 デイケア1日平均3.1人 ショートステイ1名 | 看護師の削減(1名) 医師(施設長)給与一部負担増。 経常経費の削減470千円 1日平均利用者47人 デイケア1日平均7人 ショートステイ平均1名弱 | ・施設利用者の確保 入所1日平均47.5名 デイケア1日平均8名 入所のうちショートステイ1名 | |
| | 経費節減額 (千円) | 繰入金H14年度対比 削減額 39,140 繰入金 53,988 | 繰入金H14年度対比 削減額 47,692 繰入金 45,436 | 減価償却等控除後の実質削減額 (H14年度比) 50,217 (* H17年度より効果額の算定を実質削減額に変更した) | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|--|----------|---------|-----|
| 改革項目 | 保育所給食業務の民間委託推進 | | 項目番号 | 6 - |
| 改革方針 | 保育所の給食業務について年次的な計画で、民間委託を推進する。 保育所の民営化と一体的に進めることを基本とし、状況に応じ、給食のみの委託化も推進する。 | 理念 目標 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | 自立 | | |
| | | 期日 | 平成16年3月 | |
| 所管部・室 | 健康福祉部 子育て支援室 | 所管室長名 | 栢本 昌展 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省令第32条に保育所の設備基準が示されており、保育所には調理室を設けることが規定されていることから自園方式となっている。 ・しかし、国では規制緩和の視点から自園方式を改める検討を行っている。 ・これらの状況も踏まえ民営化の推進を行う必要がある。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食業務の委託と同時に保育所そのものの民営化も検討していることから、その点を配慮のうえ一体的に進めていく必要がある。 ・保護者に不安を抱かせることのないよう、事前に理解を得ておく必要がある。 ・委託にあたっては、業者との連携を密にし、給食の内容や安全性に対する十分な配慮が必要である。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <p>保育所の給食業務の民間委託については、民営化と一体的に進めるものとする。しかし、状況に応じては平成16年度から給食のみ業務委託を推進する。</p> | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------|---------------|---|--|---|
| 年度別 計 画 | 内 容 | 協議・検討 | | |
| | 内 容 | | 保育所自体の民営化と一体的に進めていくことを基本にしながら、状況に応じて順次実施を図る。 | 平成19年4月からの 大規模保育所 1箇所民営化にあわせ、給食業務についても一体的に運営者に委託。 |
| | 目 標 (数値等) | | | 1園 |
| | 経費節減額 (千円) | | | 民営化の実施状況による。 |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | 部内検討会議において、給食業務の民間委託と民営化を一体的に進めていくことを基本とし検討を進めていくこととした。 | 保育所自体の民営化と一体的に進めていくことを基本にしながら、状況に応じて順次実施を図る。 | ・保育所の民営化とあわせて検討・推進 ・保育所民営化検討委員会開催(7月) ・民営化基本方針策定(10月) |
| | 目 標 (数値等) | | | 保育所の民営化に関する基本方針の策定 |
| | 経費節減額 (千円) | - | - | - |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|--|----------|---------------------------------------|-----|
| 改革項目 | 小学校給食業務の民間委託推進 | | 項目番号 | 6 - |
| 改革方針 | 小学校の給食業務について年次的な計画で、民間委託を推進する。 | 理念 目標 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | | 自立 | |
| | | | 民間委託により給食業務の効率と経費の節減を図りながら市民サービス向上を実現 | |
| | | 期日 | 平成16年8月 | |
| 所管部・室 | 教育委員会 学務管理室 | 所管室長名 | 関元 僚 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内18小学校において、自校直営方式による完全給食を実施している。 ・教育委員会が作成した献立に基づき、市の調理員が安全・安心の学校給食を児童に提供している。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休みなどの大型休暇中でも調理員を雇用している。（給食回数は実質180回程度） ・調理員の人件費に官民の差があり、給食運営費が高くなっている。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全やサービスの低下を招かない方法で、給食業務の民間委託を実施し、運営コストの削減と民間活力の導入を図る。 ・自校調理方式を基本とする民間委託を実施する。 ・調理員の定年退職者を補充しない方法で、大規模校（学校栄養職員配置校）から順次民間委託を実施していく。 ・実施にあたっては、保護者や学校関係者に十分説明し、理解を求める。また、「学校給食システム検討会」でも十分議論を深める。 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年度別 計 画 | 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------|---------------|---|--|---|--|
| | 内 容 | 専門チーム設置（5月） 学校給食システム検討 会関係者との協議、検 討（8月～） 市民・保護者・説明 （実施校の決定）（8 ～12月） 委託業者選定（11～ 2月） 学校給食運営協議会設 置（3月） 評価委員会の設置（3 月） | <ul style="list-style-type: none"> ・委託校の選定（4～5月） ・委託業者の選定（6～7月） ・委託業者への引継ぎ等（8月） ・モデル的に1校で実施（9月～） | | 委託校の選定、学校・ 保護者説明（5～6 月） 委託業者の選定（7 月） 引継・訓練（9月） 委託開始（10月） |
| | 目 標 (数値等) | | 退職者数に見合う 1校で民間委託 (16年9月実施) | 1校 (17年9月実 施) | 1校 (18年10月実 施) |
| | 経費節減額 (千円) | | 3,670 | 9,500 | 15,500 |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食システム検討委員会での検討（8～3月）。委員会を6回開催し、民間委託のあり方を検討し、3月末に報告が提出された。 ・市民・保護者への説明（2～3月、18校）。実施に向けて議会での議論や各学校説明会を通じ、市民・保護者の理解を得られるよう取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校、保護者説明（4～5月） ・一新委員会、一新本部協議 ・議会審議（6月） ・業者選定委員会（6月） ・業者決定（7月） ・委託業者への引継ぎ、試食、訓練（8月） ・給食運営協議会（8月～） ・百合が丘小学校での委託を開始（9月～） ・モデル校評価委員会（11月～） ・モデル校中間評価（3月） | <ul style="list-style-type: none"> ・委託校の選定、学校・保護者説明（8～9月） ・業者選定委員会（11月） ・業者決定（11月） ・委託業者への引継ぎ、訓練（12月） ・運営協議会設置（12月） ・美旗小学校での委託を開始（1月） | |
| | 目 標 (数値等) | | 退職数に見合う1 校で民間委託 (16年9月実施) | 2校目を実施 (18年1月実施) | |
| | 経費節減額 (千円) | | 7,539所要 (削減効果額 4,100は職員定 数適正化に含む) | 14,354所要 (削減効果額 7,646は職員 定数適正化に含 む) | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|--|-------|---------------------------------------|-----|
| 改革項目 | ごみ収集業務の民間委託推進 | | 項目番号 | 6 - |
| 改革方針 | 業務の効率化、低コスト化の実現を目指し、住民サービスの品質を保ちつつ、経費を削減するため、ごみ収集業務の民間委託化を可能なところから年次的に推進する。 | | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | | 自立 | |
| | | 理念 | ごみ収集業務を民間に委託することにより、業務の効率化と低コスト化を目指す。 | |
| | | 目標 | | |
| | | 期日 | 平成19年3月 | |
| 所管部・室 | 伊賀南部環境衛生組合 総務室 | 所管室長名 | 廣田 進 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集の民間委託は、可燃及び不燃ごみ収集の一部について実施している。 ・直営の収集員は、49名で、正規職員46名、臨時職員3名である。 ・この49名で、委託以外の可燃、不燃、資源ごみを収集している。 ・職員の退職不補充のもと、環境衛生組合職員の再任用は、現行職種としている。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集部門の経費のうち人件費が90%近くを占めており、民間委託により、経費を削減することが必要である。しかし、現状の部分委託の実情から考えると再任用制度適用の現行形態の方が安価である。 ・職員を抱えながら委託すれば、余剰となる職員の職種転換、業務転換が必要であり、二重経費となるため、職員退職者不補充・再任用・臨時職員雇用で、退職者がまとまって出る年度まで現行で行かざるをえない。 ・民間委託することにより、ごみ質検査・区域外搬入ごみ監視等、新たな業務が必要となってくる。 ・市場原理が働くような民間委託手法の必要がある。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集部門の民間委託は、職員退職者不補充とし、再任用制度適用により、平成17・18年度は現行形態での業務遂行とし、業務量に不足が生じる平成19年度で委託実施を考える。ただし、ごみ収集業務を取り巻く状況及び平成20年度竣工予定の新清掃工場建設事業との整合を図りながら、具体案を検討する。 ・委託することによって生じる新業務及び市民サービスの向上としての業務等（ごみ質検査、区域外搬入ごみ監視、指定外ごみや後出し等の苦情処理業務、粗大ごみの建物内引取り（高齢者）、不法投棄監視、リサイクルプラザでの再利用可能粗大ごみ分別、土日持込受入シフト勤務要員）検討する。 ・サービスの確保・向上を旨とした上で、経費の削減方策を探る。 ・委託業者の確保と競争原理が働くような方法を検討する。 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------|---------------|-----------------------------|--|---|-------------------------------------|
| | 年度別 計 画 | 内 容 | ・民間委託に向けて実施計画策定。 (12月～) | ・民間委託に向けて実施計画策定。 (4月～8月) ・民間委託実施計画に基づき、業者選定実施。(9月) ・委託業者実地研修(3月) ・本年度末、4名の退職者有。臨時職員1名雇用せず | ・業務見直しの結果、職員の再任用と臨時職員の雇用による業務遂行を実施。 |
| 目 標 (数値等) | | | 3名分の収集業務を委託(1名は新業務へ移行の為、対象業務は6名分となるが、再任用制度適用のため、3名のみ委託する) (17年4月実施) | | |
| 経費節減額 (千円) | | | | | 単年度 再任用適用により 12,960 |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | 実施計画策定せず。 (職員再任用制度検討により) | 職員の再任用制度検討により、計画変更が必要となった為、実施出来ず。 | ・昨年度末の退職による減員4名を、3名の再任用、2名の臨時職員で補充。このことにより、一定のコスト縮減を実施。 | |
| | 目 標 (数値等) | | | | |
| | 経費節減額 (千円) | | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|---|---------|--|------|
| 改革項目 | 体育施設管理の民間委託推進 | | 項目番号 | 6 - |
| 改革方針 | 効率化の観点と、公共性・公益性の確保に留意しつつ、体育施設管理の民間委託化を推進する。効率性、公共性、公益性のあるNPO法人地域総合型スポーツクラブの設立によって、体育施設の管理やスポーツ教室、大会等の企画運営を、住民参加型の行政の一環として、委託して実施していく。 | 理念 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | 目標 | 定例的一般事務等を民間に委託することにより、事務の効率化と経費の節減、サービスの向上を図る。 | |
| | | 期日 | 平成17年3月 | |
| 所管部・室 | 教育委員会 | スポーツ振興室 | 所管室長名 | 旭 善宏 |
| 改革項目の現状と問題点 | 〔現状〕 ・平成17年3月5日に、各種団体で構成する特定非営利法人なばり総合型地域スポーツクラブを設立、4月からその法人に体育施設の管理運営を委託し、効率的な運営を行っている。 ・平成18年4月から指定管理者制度を導入すべく、条例の整備や法人への研修、引継ぎを行い、スムーズな移行を図ります。 〔問題点〕 ・効率化の観点から、管理経費の節減に努める必要がある。 ・NPO法人に、専門職員の確保を図ることにより、今以上のサービスの向上が求められている。 ・総合型地域スポーツクラブの会員の拡大を図ることにより、スポーツの日常化を図ることが必要です。 | | | |
| 改革の具体的内容 | ・全体育施設の管理運営並びにスポーツ教室・事業を民間に委託する。 1. 委託可能な事務の範囲 定型的、臨時的な事務事業 内容・受付業務、支出負担行為、データ入力 専門的な業務 体育指導、健康相談、スポーツプログラムの作成等 委託によって効果的な業務が期待できるもの イベントの開催等 2. 委託実施の留意点 ・サービスの向上 ・経費の削減 ・公益性の確保 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|------------------|---------------|---|---|---|---|
| 年度別 計 画 | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの設立準備委員会の開催(11月開催予定) ・スポーツに関する市民意識調査(11月～12月) ・講習会の実施(2月開催予定) | <ul style="list-style-type: none"> ・7/1 総合型地域スポーツクラブのNPO法人格の取得 ・9/1 NPO法人の会員募集 ・7/1 地区ブロック運営委員会のモデル事業の実施 ・7/1 民間委託の内容検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託の実施 ・年次的な職員の引き上げ ・NPO法人の会員募集 ・地区ブロック運営委員会の設立 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定管理者への移行(4月)</u> ・NPO法人の会員募集 ・地区ブロック運営委員会の設立 |
| | 目 標 (数値等) | | <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの設立 1ヶ所 ・地区ブロック運営委員会の設立 1ヶ所 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区ブロック運営委員会の設立 3ヶ所 ・職員の引き上げ 1名 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区ブロック運営委員会の設立 2ヶ所 |
| | 経費節減額 (千円) | | | 10,693 | 10,000 |
| 計画に 対する 成果 | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・12/1～15 スポーツに関する市民意識調査の実施 ・12/15、1/13 総合型地域スポーツクラブ事前準備会の開催 ・2/28、3/16 総合型地域スポーツクラブ準備委員会の開催ならびに記念講演会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・6/11、9/7、2/3 設立準備委員会の開催 ・6/21、6/29、8/26、12/14、1/20 小委員会の開催 ・10/12、12/9 名張ブロック運営委員会の開催 ・11/3～ 名張小学校ブロックでモデル事業開始 ・9/1、1/12 県NPOヒアリング ・2/3 理事会の開催 ・3/5 NPO法人設立総会 ・3/中旬 NPO法人認定申請 | <ul style="list-style-type: none"> ・体育施設管理の民間委託の実施(4月) ・正規職員1名削減(4月) ・NPO法人の会員募集(12月1日現在約700名) ・地区ブロック運営委員会の設立(1ヶ所 名張地区) ・中央ブロック運営委員会の設立 ・18年度より、指定管理者制度を導入 | |
| | 目 標 (数値等) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託の実施(4月～) ・正規職員一名削減 | |
| | 経費節減額 (千円) | | | 4,572 所要 (削減効果額 4,115は職員定数適正化に含む) | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 改革項目 | 文化・社会教育施設管理運営の民間委託推進 | | 項目番号 | 6 - |
|-------------|--|-------|--|---------|
| 改革方針 | <p>効率化の観点と、公共性・公益性の確保に留意しつつ、文化施設管理の民間委託化を推進する。 委託は藤堂家邸・夏見廃寺については、ボランティア等への取り組みを進め、青少年センターは、施設の管理面を財団か市が直管的に行い、事業運営面をボランティア・NPO等に委託する方式を検討する。このため、ボランティア、NPOの立ち上げから段階的に進めていく。 サービスの効率性を高めるとともに、住民のニーズに応えたサービスの拡充をはかるため、図書館の運営業務をNPO・ボランティア等に委託する方式を検討する。</p> | | <p>協働 効率 自立</p> <p>理念 目標</p> <p>藤堂家邸・夏見廃寺については、地域の財産である文化財を、積極的に保存・活用するとともに、活用等の運営面で、市民活動団体等の参画を図る。青少年センターについては、「市民的公共性」の場を形成する視点に立って、市民主体の運営、市民参画の実現により財団運営方式による、効率化の向上をめざす。 図書館については、現在の図書館の運営・サービス面を見直し、NPO・ボランティア等に委託することにより図書館の機能やサービスの更なる向上を目指す。</p> | |
| | | | 期 日 | 平成18年3月 |
| 所管部・室 | 教育委員会 文化振興室 教育委員会 図書館 | 所管室長名 | 山崎 恵子 榎森 金介 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>名張藤堂家邸・夏見廃寺展示館 〔現状〕 ・文化財の保存を中心に維持管理をしている小規模施設である。 ・管理は市が直管で実施、公開施設として最小の経費で、嘱託員（藤堂家邸2名、夏見廃寺1名）で対応している。 ・両施設とも常設展のみで企画性に乏しく集客性に弱い。藤堂家邸については落語会や植栽、企画展を行い、今後のモデルケースとして一定の成果を上げている。 〔問題点〕 ・施設は市所有文化財として、公共が責任を持って管理する必要があるが、文化財公開施設としての利用度を高めるためには、運営面での民間活力導入が必要である。 ・他の文化・観光施設とのネットワーク化が弱く、また、知名度も低い。 青少年センター 〔現状〕 施設建設後20年余が経過しており、空調・舞台設備等の老朽化が目立つ。改修・改築の必要性に駆られているが、経費面でのめどが立っていない。財団法人として独立してはいるが、運営経費の約70%を名張市からの補助金によっている。ホールも中規模である為興行的な面での利活用が制約があり、また、年間一定数の興行を実施できるだけの予算措置も無く、近隣に類似ホールもあることから、入場料収入等の伸びが見込めない。 〔問題点〕 財団でありながら、その運営がほぼ名張市からの補助金により賄われているのが現状であり、設備面でも空調設備、舞台照明・舞台吊り物等の機器の劣化が進行している。早急に改修する必要性がありながら、財政面での計画が立っていない。また、運営面でも事業の多様性の確保や専門体制の整備確立、施設・設備の貸し出し等による効率的な活用など、財政面での自立促進、市民の主体的な参画による事業運営等、創意工夫の事業運営が必要である。</p> <p>図書館 〔現状〕 ・蔵書冊数は約27万冊、貸出冊数は年間約51万冊（1日平均約1,900冊）、来館者数は年間約29万人（1日平均約1,000人）は県下上位にランクされる。 ・正規職員7名と臨時職員、ボランティアにより運営・管理している。 〔問題点〕 ・来館者への図書館サービスについては、貸出とレファレンスに追われていて十分でない。また、読書への啓蒙を図る読書会や講演会などの企画・運営についても、積極的な取り組みが十分でない。 ・「休館日を少なく」や「利用時間の見直し」などの要望があるが、現状では対応できない。</p> | | | |
| 改革の具体的内容 | <p>名張藤堂家邸・夏見廃寺展示館 ・施設の維持管理は引き続き市が直管で行ない、市民サービス向上の観点から開館時間を午前9時から午後5時までとする。 ・文化事業、来館者サービス事業、施設のPR事業等を民間活動団体に委託し、市民参画型の施設運営を実施する。 ・嘱託職員数の見直しにより人件費を軽減化、事業運営委託費に充てる。</p> <p>青少年センター ・青少年センターは、文化を通じた豊かなコミュニケーションの場、市民の手で創る芸術文化の拠点づくりを目指す。 ・財団による自立型運営を目指し、組織・施設・事業の効率的、効果的な運営を図る等、経営改革の方向性を模索する。 ・上記を踏まえ、自主事業の内2事業について、企画・実施やセンターの活性化につながるPR活動を行う市民活動団体を募集する。</p> <p>図書館 ・図書館の運営及びサービスの向上を図るため、窓口業務等の民間委託を検討する。</p> | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年度別計画 | 年度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|---------------|---|---|---|---|---|
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・入場者数増加に向けての共通入場券などの方策検討 ・既存文化ボランティア等の把握・新規団体の組織化・育成（9月） | <ul style="list-style-type: none"> ・文化ボランティア等や関係地区への管理運営委託の協議（10月） | <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の検討（9月） ・業務運営面を活動団体に委託準備完了（3月） | <ul style="list-style-type: none"> ・事業委託によるイベント等開催 ・事業委託団体募集 ・委託事業開始（6月） |
| 目標 (数値等) | 芸術家、専門家やボランティア・NPO等に働きかけ、「企画委員会・友の会組織・ホ・ルサポーター制度」等の立ち上げを行なうための改革検討委員会を組織（11月） | <ul style="list-style-type: none"> ・改革検討委員会による青少年センターの業務内容の見直し（10月） ・委託先となる団体の立ち上げ・団体が自立できるよう支援等を実施し、実現できる体制の整備（1月） | <ul style="list-style-type: none"> ・改革検討内容により具体的方向へ検討（5月） ・理事会による業務内容の見直しと共に寄付行為の見直し（9月） ・事業運営面を活動団体に委託準備完了（3月） | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の業務委託 ・事業の委託団体募集 ・委託事業開始（6月） | |
| | 利用者アンケート調査（3月） | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート調査の集計・分析（6月） ・運営・サービス面の改善策の検討（8月） ・委託する業務の検討（2月） | <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の選定及び委託先の検討（6月） ・委託先となるNPO・ボランティア等への委託準備完了（12月） | <ul style="list-style-type: none"> ・「市民の図書館づくり」基本方針の策定（4月） ・民間委託実施計画の策定（4月） ・窓口業務の民間委託実施（10月） | |
| | 民間管理委託に向けて方策検討 | 民間管理委託に向けて方策検討 | 民間管理委託実施に向けて諸施策実施 | 事業委託によるイベント等開催 | |
| 経費節減額 (千円) | 市民活動団体等の参画を得て、改革案の作成 | 民間管理委託に向けて方策検討 | 市民活動団体等への事業運営委託の実施 | 事業委託によるイベント等開催 | |
| | 要望事項を把握することにより、今後の図書館運営の参考とするために実施 | 民間委託に向けた方策の検討 | 民間委託実施に向けた準備完了 | 民間委託の実施 | |
| 計画に対する成果 | 年度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・入場者数増加に向けての共通入場券などの作成発行 ・既存文化ボランティア等の把握・新規団体の育成のため「NPO」学習会等を実施（9月） | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模施設の管理・運営面の現状の把握と改善策を検討し文化団体等へ委託説明、協議実施（8月） ・教育の文化施設等改革検討会（市内部組織）による検討実施（4月～8月） ・文化団体のNPO法人化に向けて学習会の実施（1月） | <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の検討。（施設が小規模であり、最小限の経費で運営している面から直営のまま事業運営を民間に委託し、施設の積極的な活用を目指す結論。） ・嘱託員の雇用体系の見直し、及び各種事業の民間委託の検討。（6事業以上のイベントを開催を予定。） | |
| | 委託先の民間文化ボランティア団体等の把握と新規団体等の育成のため「NPO」学習会を実施。 ・改革検討委員会の立ち上げ（11月） | <ul style="list-style-type: none"> ・文化団体等へ運営内容等の説明の実施（8月～10月） ・改革検討委員会によるアンケートの実施（9月～10月） ・青少年センターの評議員（サポーター的役割）の設置推進（9月～11月） ・自主事業の民間活力導入への改善検討の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・評議員制度立ち上げ（11月） ・自立型運営に向けた経営改革の検討。2事業の企画・実施及びPR活動を行う市民活動団体の募集検討。 | | |
| | 実施時期 平成16年3月2日（火）から3月7日（日）まで 期間中の延べ入館者数4,920人 アンケート用紙配布数3,031枚 回収枚数2,507枚 回収率82.7% | （図書館） ・アンケート調査（4月～6月） ・運営サービス面の改善案検討（6月～12月） ・委託する業務の検討（8月～3月） | <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託の検討（費用対効果等） ・民間委託実施計画の検討推進 | | |
| 目標 (数値等) | 民間管理委託に向けて方策検討 | | 各種事業の民間委託の検討（6事業募集予定） | | |
| | 市民活動団体等の参画を得て、改革案の作成 | | 各種事業の民間委託の検討（2事業募集予定） | | |
| 経費節減額 (千円) | - | - | - | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-----------------|---|----------|--|-----|
| 改革項目 | 一般事務の民間委託推進 | | 項目番号 | 6 - |
| 改革方針 | 事務の効率化等の観点から、業務の見直しを行い、可能な一般事務の民間委託化を推進する。特に、受付業務、支出負担事務等定型的業務の民間委託を推進する。 | 理念 目標 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | | 自立 | |
| | | | 定型的な一般事務等を民間に委託することにより、事務の効率化と、経費の節減を図る。 | |
| | | 期日 | 平成18年3月 | |
| 所管部・室 | 行政改革評価室 関係室 | 所管室長名 | 岩本 信博 | |
| 改革項目の 現状と問題点 | <p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間業務委託等は、現在清掃、宿直、施設の専門的管理等現業を中心に一部実施している。 ・事務の民間委託は、病院の受付、計算業務を除き、市役所の業務では一般的に行っていない。 ・人員の不足する部分を臨時職員で補っているが、これはあくまでも事務補助としての扱いである。 ・一般事務の中にも、定型的な業務等十分民間委託可能な事務がある。 <p>[問題点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率化の観点から経常経費の中で最も大きな割合を占める人件費の削減に努力する必要があり、業務の民営化、民間委託を進めていかななくてはならない。 ・業務の民営化、民間委託を現業部門だけではなく、定型的な業務等可能な一般事務についても検討する必要がある。さらに、より専門的、高度な業務等についても民間委託化を進める必要がある。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般事務の可能なものについて民営化・民間委託を推進する。 ・委託業務の選定については、定型的な業務の観点からのみではなく、以下の観点から総合的に検討を進め、推進する。 <ul style="list-style-type: none"> 委託可能な事務の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・定型的、臨時的な事務事業 <ul style="list-style-type: none"> 受け付け、証明発行、支出負担行為、データ入力等 ・専門的、高度な知識・技術関係業務（既委託業務もあり） <ul style="list-style-type: none"> 指導、相談、維持管理等 ・委託により効果的な業務が期待できるもの（既委託業務もあり） <ul style="list-style-type: none"> イベント、各種宣伝業務等 <p>委託実施上留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの確保、向上 ・経費の節減 ・受け皿確保と市場原理の機能 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------|---------------|--|--|---|--|
| 年度別 計 画 | 内 容 | (短期的実施) (9月)委託可能な業務の調査 (10月～12月)委託業務の検討 (1月)受付、証明発行業務、支出負担業務等定型的業務の民間委託計画策定 | (短期的実施) 受付、証明発行業務、支出負担業務等定型的業務の民間委託実施 (5月～9月)委託業務の検討 (10月)受付、証明発行業務、支出負担業務等定型的業務の民間委託計画策定 | ・委託事務の検討 ・定員適正化計画との連携・整合を図った委託計画の策定 ・来年度委託事務の予算確保 | ・定員適正化計画との連携・整合を図った委託計画の策定 ・今年度及び来年度委託事務の検討 |
| | 目 標 (数値等) | 受付、証明等発行業務2名 支出負担業務1名 委託実施 計画策定 (16年4月実施) | 受付、証明等発行業務2名 支出負担業務1名 委託実施 計画策定 | 一般事務にかかる民間委託方針決定 | 19年度6月実施予定の総合窓口設置に向け、市場化テストを踏まえた戸籍等証明発行事務の民間委託検討 |
| | 経費節減額 (千円) | | | | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | (9月)受付、証明発行業務に関し、委託可能な業務の調査を実施 受付、証明発行業務については、総合窓口業務の進捗と絡めて16年度に検討する。 | ・(10月)愛知県高浜市総合事務サービス株式会社の先進事例を視察 ・(11月)伊勢市総合窓口業務を視察 | ・民間委託および臨時職員で対応可能な事務について調査実施。(8月) ・戸籍事務・議事録作成業務の委託を検討。 | |
| | 目 標 (数値等) | | | | |
| | 経費節減額 (千円) | - | - | - | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-----------------|---|---------------------------------|-------|-----|
| 改革項目 | P F Iの導入 | | 項目番号 | 6 - |
| 改革方針 | 民間の資金やノウハウを使って、社会資本の整備等を行うPFI等の事業手法の導入を検討する。 | | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | | 自立 | |
| | 理念 | 民間企業等との協働により、効果・効率的な事務事業の推進を図る。 | | |
| | 目標 | P F I 導入要領の策定 | | |
| | 期日 | (保留) | | |
| 所管部・室 | 企画財政部 総合企画室 関係室 | 所管室長名 | 小島 敏孝 | |
| 改革項目の 現状と問題点 | <p>〔現状〕 公共施設の整備にあたっては、詳細な設計まで行政が行っており民間の活力やノウハウを十分に活用できていない。 公共施設の管理運営については、一部で民間委託が行われているが多くの場合直営方式で行われており、人件費等を含め必ずしも効率的な運営が行われていない。 PFIの先進国である英国において、PFIは行財政改革で一定の効果を上げてきましたが、同時に事務作業の煩雑さ、契約主義の徹底による事業の硬直化などの課題も発生しています。国内においてもPFIで実施された「タラソ福岡」が、昨年末に破綻したところです。</p> <p>〔問題点〕 PFIについて庁内で十分な理解が得られていないことから、十分な周知を図るとともに、PFIを積極的に導入するための指針や方針を明らかにする必要がある。 PFIの導入にあたっては、幅広い観点から詳細な検討が必要となることから十分な検討体制を整備することが求められる。 国内外の反省点を踏まえて、PFIは全ての事業で効率的に適用できるという「PFI 神話」に踊らされることなく、「公共サービスの効率化を実現するうえで、最良の選択肢は何か」という原点に立ち返り、本項目の主要課題である「PFI導入要領の策定」を保留し、幅広い視野で官民のパートナーシップのあり方を模索する「PPP」の観点から「公共サービス提供のあり方」について、調査・研究を継続し施策展開に反映できるように再構築いたしたい。</p> | | | |
| 改革の具体的内容 | <p>—PFIについての検討組織の整備 —PFI導入要領の策定 —PFI及びPFI導入要領の周知 —PFIによる事業実施（事業選択）と効果測定</p> <p>PFIの導入を含めた「公共サービス提供のあり方」について、調査・研究を継続</p> <p>・研修会、各種メディアを通じ、トレンド情報を入手 分析 施策展開に反映</p> | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------|---------------|---|--|---|
| 年度別 計 画 | 内 容 | PFI研究会の設置 (10月) PFI導入要領の策定(12月) PFIの周知 | PFI導入要領の決定(5月) PFI研究会の定期的な開催 PFIによる事業推進の検討(候補事業のリスト作成、12月) | PFIの導入を含めた「公共サービス提供のあり方」について、調査・研究を継続 ・トレンド情報の入手、分析、施策への反映 |
| | 目 標 (数値等) | PFI導入要領の策定 | 候補事業のリスト作成 | (保留項目とする) |
| | 経費節減額 (千円) | | | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | PFI研究会(関係室担当職員研修)の実施 (1月) PFI導入要領案作成(3月) | PFI導入要領の検討 PFI制度の研究 | |
| | 目 標 (数値等) | | | |
| | 経費節減額 (千円) | | | |